

(会長)

本件を今後審議していくにあたって、委員の皆様と事務局との間で確認しておかなければならないことがある。

この商業まちづくり審議会は、あくまでも商業まちづくり条例や、それに基づく方針に従って審議を行うということになっている。

資料を見ていただくと、特定小売商業施設の立地を抑制する地域については、一番上に「市街化を抑制する地域（市街化調整区域）」と書かれている。

これは、当該予定地が現在市街化調整区域であるということになっていて、一見すると基本方針に反している立地となるが、現在見直し作業中の「県北都市計画マスタープラン（案）において、「伊達市堂ノ内地区については、堂ノ内地区計画が都市計画決定しており、当該地区計画に基づく地区施設の整備と土地利用が図られ、当該地区において進行する市街化の状況を踏まえ市街化区域への編入を検討する。」と記載されている。

商業まちづくり基本方針では、厳に抑制する地域としているが、この点について事務局と委員の相互で確認しておかなければならない。事務局としてはどのように考えているか。

(事務局)

特に規模の大きい商業施設は、複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼすという観点から、その立地について調整するという事で条例を作っている。

まず、事業者からの届出内容を審査し、立地・隣接、周辺市町村とその住民の方々から意見をいただき、その意見に基づいて審査する。

ただ、県として、市町村等の意見だけで調整することは、事業者に対してわかりにくいので、商業まちづくり基本方針という考え方を示し、市街化調整区域については、厳に抑制する地域に指定し、立地しない地域という考えを示している。

新設予定地は基本的には抑制する地域だが、条例は、広域的な観点から、市町村のまちづくりを推進するために制定したものであり、市町村の意見や県北都市計画区域マスタープランの見直しの検討状況を踏まえてどう考えていくのがいいのか、御意見をお示しいただければと考えている。

(会長)

この点については審議に当たり必ず最初に確認しようと思ったので、質問させていただいた。

市街化調整区域であり厳に抑制する地域となっているが、区域マスの案では市街化区域への編入を検討するということが書かれている。

現時点では、この文言は変わることはないだろうということによろしいか。

(事務局)

県北都市計画区域マスタープランは、現在見直し作業を進めているところ。

今回、届出に書かれたのは素案というもので、こちらは都市計画審議会の小委員会でお示ししている内容である。素案については、都市計画決定に係る手続き上、関係機関との調整を図った上で、公聴会に都市計画のマスタープランの案を示した形となっている。現時点ではこのまま変わらない考え。

(委員)

ハザードマップ、何か危険地帯にはかかっていないのか。

(事務局)

特に危険地域はない。

(委員)

当該予定地は、旧国道4号よりも東側の地域は低くなっているところなので、どうなるのか。

東日本豪雨クラスの災害が起こった時にどうなるのか、不安は払拭できない場所という印象だった。

(会長)

非常に大きな施設であり、県北経済に様々な影響が考えられる訳で、施設自体の安全性も当然のことながら、これだけの場所と規模があるので、周辺地域に対する防災への貢献も含めて考えてもらう必要があると思う。

(事務局)

交通対策については、国道に関しては国道事務所と協議し、県道については、県の土木部や県警サイドとも協議しているという話を聞いている。

ただ、条例でいうと、その部分はどちらかという付帯の部分であって、周辺のまちづくりに影響があるかどうかというところがメインとなる。

この条例の手続きの後、大規模小売店舗立地法に基づき、店舗面積千㎡を超えるものについては届出いただくことになる。それは、周辺環境の保持という概念で、当然交通の分野もしっかりと審査していく。

当課が所掌しているので、要望という形で内容を引き継ぎながら、対応は可能と考えている。

(委員)

雇用が拡大すると思うが、そのほとんどは非正規労働者で女性と思われる。

女性の非正規労働者が問題になっており、労働者の全体の4割が非正規労働者で、その7割が女性である。

当該施設も、非正規労働者が多くなってしまうのかと思う。

何かしら1つの展開をしていただきたい。

(会長)

条例上どこまで踏み込めるかという難しい面はあるが、検討事項として、次回イオンモール株式会社と意見交換はできると思う。

(事務局)

ハザードマップの件で、先ほど危険地帯はないと申し上げたが、訂正する。

阿武隈川が隣接しており、3m未満の浸水区域となっている。

以上